

水質汚濁に係る環境基準水域類型指定の考え方及び見直し方針（案）

1. 水域の類型指定の考え方

(1) 全体の考え方

「水質汚濁に係る環境基準について」(告示・S46.12.28 環告 59) (以下、「告示」という。)第1の2(2)において、類型指定を行う際の基本的な考え方が以下のとおり示されている。

- ア 水質汚濁に係る公害が著しくなっており、又は著しくなるおそれのある水域を優先すること。
 - イ 当該水域における水質汚濁の状況、水質汚濁源の立地状況を勘案すること。
 - ウ 当該水域の利用目的及び将来の利用目的に配慮すること。
 - エ 当該水域の水質が現状よりも少なくとも悪化することを許容することとならないように配慮すること。
 - オ 目標達成のための施策との関連に留意し、達成期間を設定すること。
- (略)

(2) 湖沼に係る類型指定の必要性の判断について

人工湖沼の湖沼類型当てはめ対象の考え方

告示別表2の1(2)において、湖沼の定義を以下のとおりとしている。

天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖。

湖沼の全窒素及び全燐に関する環境基準について

告示別表2の1(2)のイの備考2において、湖沼の全窒素及び全燐に係る環境基準の類型指定について以下のとおりとしている。

水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとするが、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼(全窒素/全燐比が20以下であり、かつ全燐濃度が0.02mg/l以上である湖沼。(水質汚濁防止法施行規則第1条の3第2項第1号))についてのみ適用とするものとする。

(3) 暫定目標の設定に関する考え方

「水質汚濁に係る環境基準の達成期間の取扱いについて」(S60.6.2 付け環水管第126号)により、暫定目標の考え方が以下のとおり示されている。

湖沼については、「水質汚濁に係る環境基準について」(告示)の環境基準の達成期間の分類により難しい場合は、達成期間を「段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかに達成に努める。」とすることができるものとし、この湖沼についての暫定目標については、おおむね5年ごとに必要な見直しを行うこと。

なお、暫定目標の考え方については、告示第3の2(1)を参照(別添参考資料)。

2. 今回の水域の類型指定の見直し方針(案)

(1) 河川の見直しの方針(案)

1) 見直しを検討する水域

上位類型の基準を満足している水域

2) 見直しの考え方(前回見直しの際の考え方を引用)

上位類型の基準を満足していることの判断は以下のとおりとする

原則として5年間以上安定して上位類型の基準を満足しているB類型以下の水域。

原則として10年以上安定してAA類型を満足しているA類型の水域。

水域類型の見直しにあたっては、BODの測定値を基本に検討し、その他の項目については必要に応じて考慮して進めるものとする。

湖沼と併せて水系単位で見直しを検討し、水系内での検討を進める。

(2) 湖沼類型未設定人工湖沼の河川類型から湖沼類型当てはめの方針(案)

1) 見直しを検討する水域

湖沼類型未設定人工湖沼の河川類型から湖沼類型当てはめ

貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人口湖に該当する水域(滞留時間を検討中の水域を含む)であり、現在河川として類型指定されている水域。

2) 見直しの考え方

湖沼の類型指定の当てはめについては、これまでの考え方1.(2)を踏まえて検討する。

人工湖沼における利用目的の適応性に関する検討については、前回の陸域環境基準専門委員会(第5回)において示された基本的な考え方(資料4-2-1)を参照して検討する。以下資料の抜粋を参照。

1)下流の河川水域で上水道の取水がなされている湖沼の扱い

生活環境に係る水質環境基準は、水域ごとに利用目的を勘案し、類型をあてはめている。下流域の取水地点を含む河川水域には、当該水域の利用目的を勘案した河川としての類型があてはめられていることが一般的であり、また、取水位置も、人工湖の影響を直接受けるダム地点の直下から、流下過程で支流等の流入や雨水、排水の流入等により水質が大きく変化する中下流域まで様々である。

したがって、当該取水地点における水質保全を図る上でダム貯水池の水質が密接不可分の関係にある場合には、ダム下流域の利水もダム貯水池の利用目的に含めることとすることが適当である。

2)水産利用

水質保全の目標であり、現状を踏まえた目標として、漁業権魚種による機械的な判定はあらため、漁業権も踏まえつつ、指定権者が地域の意見を十分聴取して指定すべきもの。一律の判定基準にはなじまない。

3)自然環境保全

自然探索には様々な水準があるが、環境基準において最も高いランクの水質が必要とされるのは、厳然たる自然地の探索であると考えられる。人工湖の場合、もとより自然が大きく改変された場であるため厳然たる自然地には当たらないが、多くの人に親しまれる親水空間として、可能な限り良好な水質を維持する必要がある。

4) 利水目的の適応性から判断される類型よりも現状の人工湖の水質が上位の類型に相当する水質である場合

上記により判断される類型よりも現状の湖沼水質が良好である水域については、平成 6 年度の行政監察勧告で示された、「水質が改善されている水域については、水質を再度悪化させないように適切に類型を見直す必要がある」との考え方に準じ、現状非悪化の観点から現状の水質に対応する類型とする。

(3) 暫定目標の見直し方針 (案)

1) これまでの考え方 1(1)才及び(3)を踏まえて検討。

3. 当面の検討対象水域（案）

上記2.を踏まえ、整理をした結果（詳細は別紙1、別紙2）以下の水域が検討対象となる。

(1) 河川類型見直し

現状の水質が既存の類型より上位類型相当となっている7水域を対象とする

河川水域名称	水域名称	都道府県	類型・達成期間	達成状況
淀川水系猪名川	猪名川上流	大阪府・兵庫県	B 八	B(Aを9年間達成)
筑後川水系筑後川	筑後川(3)	福岡県	B 口	B(Aを8年間達成) H17未達成
利根川水系江戸川及び旧江戸川	江戸川下流(2)	東京都・千葉県	C 口	C(Bを7年間達成)
利根川水系渡良瀬川	渡良瀬川(2)	群馬県・栃木県	B 口	B(Aを6年間達成)
荒川水系荒川	荒川中流	埼玉県	B イ	B(Aを9年間達成)
相模川水系相模川	相模川下流	神奈川県	C イ	C(Bを11年間達成)
天竜川水系天竜川	天竜川(5)	静岡県	A イ	A(AAを12年間達成)

(2) 河川類型から湖沼類型への見直し

定義では湖沼に該当するが、現在河川の類型指定が行われている7水域を対象とする

名称	水系	滞留時間(日数)	類型指定状況
須田貝ダム	利根川水系	9.0	河川AA(利根川上流(1))
味噌川ダム	木曽川水系	208.0	河川AA(木曽川上流)
長沢ダム	吉野川水系	37.6	河川AA(吉野川上流)
大橋ダム	吉野川水系	13.1	河川AA(吉野川上流)
城山ダム	相模川水系	13.8	河川A(相模川上流(2))
相模ダム	相模川水系	13.4	河川A(相模川上流(3))
渡良瀬貯水池	利根川水系	検討中	河川B(渡良瀬川(4))

(3) 暫定目標の見直し

暫定目標が設定され、5年以上が経過している4水域を対象とする。

名称	水系	滞留時間(日数)	類型指定状況 (暫定目標もしくは水域名称)	指定年月日
川治ダム貯水池	利根川水系	261.8	湖沼AA 湖沼 (COD2.0mg/l,T-N 0.32mg/l,T-P 0.02mg/l)	H13.3.30
弥栄ダム貯水池	小瀬川水系	154.3	湖沼AA 湖沼 (COD2.6mg/l,T-N 0.32mg/l,T-P 0.10mg/l)	H13.3.30
深山ダム貯水池	那珂川水系	74.7	湖沼A 湖沼 (T-P 0.011mg/l)	H13.3.30
土師ダム貯水池	江の川水系	37.3	湖沼A 湖沼 (T-N 0.43mg/l,T-P 0.020mg/l)	H13.3.30

国指定河川水域及び湖沼水域（人工湖沼）一覧
 国指定水域（河川：108水域）の状況一覧

告示番号	告示	水域の名称	政令別表による名称	環境基準 点数	環境基準点名	環境基準類型	達成期間	水質（BOD75%値）													達成状況	
								1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005		
								H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17		
第21号	S48.331	北上川(1)	イ 北上川水系の北上川	1	芋田橋	A A	イ	1.2	2.0	1.0	1.0	1.2	1.5	1.4	1.6	1.7	1.4	1.4	1.3	0.9		
第21号	S48.331	北上川(2)		1	南大橋	A	イ	1.0	1.1	0.9	1.1	0.9	0.8	0.9	1.0	0.9	0.8	0.9	0.7	0.9		
第21号	S48.331	北上川(3)		1	珊瑚橋	A	ロ	1.3	1.7	1.0	1.3	1.4	0.9	0.9	1.1	1.1	1.0	1.2	1.1	1.1		
第21号	S48.331	北上川(4)		2	千歳橋2	A	イ	1.7	3.1	1.3	1.4	1.3	1.1	1.3	1.4	1.2	1.3	1.2	1.2	1.4		
閣議決定	S46.525	阿武隈川上流	ロ 阿武隈川水系の阿武隈川	1	羽太橋	A	イ	1.4	1.1	1.6	1.9	0.9	1.5	1.5	2.4	1.7	1.5	1.1	0.8	0.8		
第45号	H14.7.15	阿武隈川中流(1)		1	阿久津橋	B	イ	2.5	3.5	3.6	3.2	2.5	2.3	2.0	2.0	2.4	1.7	1.9	1.6	1.6		
閣議決定	S46.525	阿武隈川中流(2)		2	丸森橋2	B	ロ	2.9	4.1	3.4	3.2	2.2	2.6	2.3	2.2	2.1	1.8	1.8	2.0	1.6		
閣議決定	S46.525	阿武隈川下流		1	阿武隈大橋	A	ロ	2.3	3.6	2.2	2.6	2.2	2.0	1.8	1.9	1.8	1.6	1.4	1.7	1.3		
第21号	S48.331	那珂川(1)	ハ 那珂川水系の那珂川	1	恒明橋	A A	イ	0.8	0.8	0.9	0.5	0.7	0.8	0.8	1.3	1.0	1.2	1.1	0.5	1.3	0.6	
第21号	S48.331	那珂川(2)		3	新那珂橋3	A	イ	1.4	1.3	2.3	1.6	1.3	1.1	1.1	0.9	1.0	1.0	0.9	1.2	1.3		
第21号	S48.331	那珂川(3)		1	勝田橋	A	ロ	1.4	1.7	2.2	2.3	1.3	1.2	1.5	1.2	1.1	1.2	1.1	1.1	2.0		
第7号	S47.4.6	利根川上流(1)	ニ 利根川水系の利根川	1	広瀬橋	A A	イ	1.4	0.8	1.0	1.0	2.0	1.2	1.2	0.5	0.5	0.5	0.6	0.8	0.8		
第7号	S47.4.6	利根川上流(2)		1	月夜野橋	A	イ	0.9	0.9	0.9	1.1	1.4	1.2	0.8	0.5	0.6	0.5	0.5	0.8	<0.5		
第7号	S47.4.6	利根川上流(3)		2	大正橋2	A	ロ	1.2	1.3	1.0	1.5	1.4	1.6	0.9	0.7	0.7	0.7	0.8	0.9	0.9		
第7号	S47.4.6	利根川上流(4)		1	福島橋	A	イ	1.0	1.2	1.2	1.5	1.3	1.6	0.8	0.6	0.7	0.9	0.6	0.7	0.9		
閣議決定	S46.525	利根川中流	3	坂東大橋3	A	イ	2.5	1.8	1.9	1.8	1.6	2.0	2.6	2.0	1.7	1.6	1.3	1.9	1.7			
第21号	S48.331	利根川下流	2	布川2	A	イ	3.2	3.1	2.5	3.5	2.3	2.1	2.9	2.2	3.0	2.2	2.5	2.8	3.0			
第21号	S48.331	鬼怒川(1)	チ 利根川水系の鬼怒川	1	川治	A A	イ	1.2	1.3	1.2	0.8	0.5	0.8	0.6	0.6	0.6	0.7	0.5	<0.5	0.8		
第21号	S48.331	鬼怒川(2)		2	鬼怒川橋2	A	イ	2.0	1.1	1.1	1.9	1.1	1.5	2.1	1.3	1.5	1.2	1.1	1.3	1.5		
第21号	S48.331	鬼怒川(3)		1	滝下橋	A	ロ	2.7	2.4	1.9	2.8	2.3	2.0	2.2	1.6	2.2	1.7	1.8	1.7	1.6		
閣議決定	S45.9.1	江戸川上流		3	流山橋3	A	ロ	2.9	3.1	3.1	3.2	2.5	2.2	2.3	2.0	1.5	1.8	2.0	2.2	1.7		
閣議決定	S45.9.1	江戸川中流	リ 利根川水系の江戸川及び旧江戸川	1	江戸水門	B	ロ	3.0	4.4	3.2	3.3	2.6	2.4	2.5	2.1	1.9	2.0	1.7	2.5	1.6		
閣議決定	S45.9.1	江戸川下流(1)		1	東西線鉄橋	C	ロ	3.3	5.0	4.1	2.5	1.8	2.3	4.2	3.8	3.4	4.0	2.5	2.7	3.1		
閣議決定	S45.9.1	江戸川下流(2)		1	浦安橋	C	ロ	3.1	4.4	3.3	3.4	2.9	3.3	2.6	2.2	2.7	2.4	2.4	2.6	1.8	Bを7年間達成	
第21号	S48.331	中川上流		1	豊橋	C	ハ	6.0	9.3	11.0	5.7	6.2	6.1	10.0	4.3	7.3	4.7	4.1	3.7	5.7		
閣議決定	S45.9.1	中川中流	ル 利根川水系の中川	1	八条橋	C	ハ	7.1	7.4	6.7	5.3	4.3	4.5	4.9	4.6	4.1	3.0	3.6	3.4	4.3		
第27号	H10.6.1	中川下流		2	飯塚橋2	C	ロ	7.1	5.8	6.0	4.9	5.0	3.9	6.1	5.6	4.5	4.0	3.7	4.6	5.0		
閣議決定	S45.9.1	綾瀬川上流	ヲ 利根川水系の綾瀬川	1	巖橋	C	ハ	6.7	10.0	8.8	7.5	7.7	6.8	6.6	5.2	5.6	5.4	4.4	4.8	6.5		
第36号	H15.3.27	綾瀬川下流		1	内匠橋	C	ハ	22.0	15.0	14.0	15.0	11.0	10.0	7.5	7.1	6.3	5.2	5.7	5.2	5.5		
閣議決定	S45.9.1	渡良瀬川上流		2	多津戸	A	イ	1.6	1.9	1.3	2.0	1.5	1.2	2.2	1.5	0.7	1.0	0.9	0.9	0.8		
第21号	S48.331	渡良瀬川(1)		リ 利根川水系の渡良瀬川	1	赤岩用水取水口	A	イ	1.6	1.5	1.3	2.0	1.5	1.2	2.2	1.5	0.7	1.0	0.9	0.9	0.8	
第21号	S48.331	渡良瀬川(2)	1		葉鹿橋	B	ロ	2.7	2.2	1.6	2.4	1.8	1.6	2.9	1.7	1.3	1.2	1.3	0.9	1.0	Aを6年間達成	
第21号	S48.331	渡良瀬川(3)	1		渡良瀬大橋	B	ハ	4.1	3.1	2.5	3.2	2.5	2.9	2.5	1.6	2.0	1.8	1.9	2.4	2.3		
第21号	S48.331	渡良瀬川(4)	1		三国橋	B	ロ	4.1	3.7	3.6	4.1	2.2	2.3	3.0	2.1	3.5	3.0	2.4	2.8	3.8		
第21号	S48.331	神流川(1)	カ 利根川水系の神流川	1	森戸橋	A	イ	0.7	0.9	1.1	1.1	0.9	1.1	0.7	0.5	0.5	0.5	<0.5	<0.5	<0.5		
第21号	S48.331	神流川(2)		1	藤武橋	A	ロ	1.1	1.1	1.7	1.6	1.0	1.3	0.8	0.8	0.7	0.9	0.9	0.8	1.0		
第36号	H15.3.27	神流川(3)		1	神流川橋	A	イ	1.7	1.5	1.5	1.9	1.4	0.7	0.8	1.2	0.9	1.0	0.9	0.9	0.9		
第7号	S47.4.6	荒川上流(1)		ヨ 荒川水系の荒川	1	中津川合流点前	A A	イ	<0.5	0.8	<0.5	0.6	<0.5	0.7	0.6	0.6	0.8	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	
第7号	S47.4.6	荒川上流(2)	2		親鼻橋2	A	イ	1.6	1.6	1.8	1.7	1.8	1.1	1.5	1.2	1.1	1.0	1.0	0.6	0.8		
閣議決定	S45.9.1	荒川中流	3		久下橋3	B	イ	3.3	2.4	2.3	3.4	2.0	1.7	1.9	1.8	1.5	1.6	1.5	1.3	1.5	Aを9年間達成	
閣議決定	S45.9.1	荒川下流(1)	1		笹目橋	C	ハ	5.7	7.3	8.9	8.1	6.0	5.1	5.5	4.6	5.8	4.3	4.3	4.3	4.9		
第27号	H10.6.1	荒川下流(2)	タ 多摩川水系の多摩川	2	堀切橋2	C	イ	4.3	3.6	3.0	3.3	3.8	3.1	2.9	2.8	3.6	3.4	3.4	3.1	2.6		
第27号	H10.6.1	多摩川上流(1)		1	和田橋	A A	イ	0.5	0.5	0.7	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.5		
閣議決定	S45.9.1	多摩川上流(2)		1	拝島橋	A	ハ	1.2	1.2	1.2	1.0	1.2	0.7	0.8	0.6	0.5	1.0	1.1	1.0	0.9		
第17号	H13.3.30	多摩川中・下流		3	多摩川原橋3	B	イ	5.4	6.2	8.5	10.0	4.7	3.3	2.3	2.8	3.2	2.9	2.8	2.9	2.9		
第21号	S48.331	相模川上流(1)	ル 相模川水系の相模川（桂川を含む）	1	富士見橋	A A	イ	1.1	1.0	0.9	0.9	0.7	1.0	0.8	0.8	0.6	0.6	0.6	1.0	0.6		
第21号	S48.331	相模川上流(2)		2	大月橋2	A	ハ	1.8	2.3	1.9	2.0	1.6	1.4	1.3	1.6	1.6	1.5	1.2	1.9	1.2		
第21号	S48.331	相模川上流(3)		1	沼本ダム	A	イ	1.5	1.5	1.5	1.9	1.4	1.2	1.6	1.8	1.6	2.2	1.2	1.4	1.7		
閣議決定	S45.9.1	相模川中流		1	寒川取水堰（上）	A	ロ	1.7	1.6	1.9	1.6	1.3	1.0	1.4	1.4	1.2	1.0	1.3	1.3	1.3		
第21号	S48.331	相模川下流	1	馬入橋	C	イ	2.5	3.1	2.2	2.8	2.1	2.3	2.2	2.0	2.4	1.8	1.9	1.5	2.9	Bを11年間達成		
第21号	S48.331	阿賀野川(1)	ソ 阿賀野川水系の阿賀野川	1	田島橋	A	イ	1.4	1.0	0.8	1.1	0.8	0.8	0.6	1.0	1.2	1.1	1.2	0.8	0.8		
第45号	H14.7.15	阿賀野川(2)		1	宮古橋	A	イ	1.2	1.6	1.5	1.5	1.4	1.3	0.8	0.9	0.9	0.8	1.1	0.7	0.8		
第21号	S48.331	阿賀野川(3)		1	新郷ダム	A	ハ	1.0	1.2	1.0	1.4	1.1	1.6	1.3	0.8	1.0	1.4	1.1	0.8	1.0		
第21号	S48.331	阿賀野川(4)		2	麒麟橋2	A	イ	1.0	0.7	0.9	1.0	1.3	1.0	1.5	0.7	1.0	0.9	0.9	1.5	0.9		
第7号	S47.4.6	信濃川上流(1)	ツ 信濃川水系の信濃川	1	大芝橋	A A	イ	1.5	1.2	0.9	1.2	1.4	1.1	0.8	0.8	0.5	0.5	0.6	0.7	0.7		
第7号	S47.4.6	信濃川上流(2)		1	白田橋	A	イ	1.9	1.2	0.7	1.3	1.3	1.1	1.2	1.1	0.7	0.7	0.7	0.8	0.8		
第7号	S47.4.6	信濃川上流(3)		3	大関橋3	A	ロ	4.1	4.5	2.3	2.5	2.0	1.8	1.9	1.8	1.4	1.7	1.6	1.6	2.0		
閣議決定	S46.525	信濃川中流		4	長生橋4	A	ロ	1.4	1.9	1.4	1.4	1.4	1.6	1.4	1.2	1.5	1.1	0.9	1.2	1.1		
第36号	H15.3.27	信濃川下流	1	帝石橋 平成大橋	A	イ	1.7	3.2	1.4	1.4	1.4	1.3	1.2	1.0	1.1	1.1	1.3	1.2	1.0			
第21号	S48.331	富士川(1)	ハ 富士川水系の富士川	1	船山橋	A A	イ	1.2	1.4	1.0	1.0	0.8	0.9	0.9	0.9	1.1	1.0	0.6	0.7	1.4		
第21号	S48.331	富士川(2)		1	三都西橋	A	イ	1.5	1.9	1.7	1.6	1.2	1.0	1.2	1.3	1.5	1.3	1.1	1.0	2.2		
第21号	S48.331	富士川(3)		1	富士橋	A	ハ	2.8	2.7	3.1	2.7	2.1	2.1	2.4	1.9	3.0	1.8	2.1	1.7	2.8		
第21号	S48.331	富士川(4)		2	南部橋2	A	ロ	1.1	1.4	1.2	1.1	1.0	0.8	1.2	0.7	1.0	0.9	0.9	0.7	1.8		
第7号	S47.4.6	天竜川(1)	ケ 天竜川水系の天竜川	1	新穂橋	B	ロ	3.5	5.3	4.3	3.3	2.4	2.1	2.3	2.0	2.5</						

国指定水域（河川：108水域）の状況一覧

告示番号	告示	水域の名称	政令別表による名称	環境基準 地点数	環境基準点名	環境基準類型	達成期間	水質（BOD75%値）													達成状況
								1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	
閣議決定	S46.5.25	長良川上流	り 木曾川水系の長良川	1	和合橋	A A	イ	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	
閣議決定	S46.5.25	長良川中流		2	鮎之瀬橋 2	A	イ	0.9	0.9	1.0	1.1	0.9	0.7	1.0	0.9	0.9	1.2	0.9	0.7	0.9	
第45号	H14.7.15	長良川下流		2	長良大橋 2	A	イ	1.0	1.2	1.0	1.3	1.3	0.9	1.6	1.3	1.8	1.1	1.1	1.2	1.7	
第7号	S47.4.6	瀬田川	中 淀川水系の淀川 （宇治川及び勢田側川 を含む）	1	唐橋流心	A	イ	1.4	1.6	1.7	1.5	1.4	1.3	1.1	1.0	1.0	1.2	1.2	0.9	1.0	
閣議決定	S45.9.1	宇治川(1)		1	隠元橋	A	ハ	1.3	1.4	1.1	1.1	1.2	1.1	1.2	1.0	1.1	1.3	0.9	1.1	1.0	
閣議決定	S45.9.1	宇治川(2)		1	淀川御幸橋	B	ハ	2.0	1.7	2.1	2.1	1.7	1.4	2.0	1.6	2.1	2.7	1.6	1.4	2.4	
閣議決定	S45.9.1	淀川下流(1)		3	枚方大橋 3	B	ハ	2.6	2.6	2.8	2.3	1.8	2.2	1.9	2.0	2.1	2.2	1.8	1.5	1.7	
第36号	H15.3.27	淀川下流(2)		1	伝法大橋	C	イ	3.0	6.6	3.2	3.2	4.5	3.9	3.7	4.2	3.4	5.7	3.4	2.5	3.8	
第17号	H13.3.30	神崎川	ノ 淀川水系の神崎川	3	新三国橋 3	B	ロ	3.6	4.3	5.5	3.8	3.4	3.2	4.3	3.7	4.8	3.2	3.8	2.1	2.8	
閣議決定	S45.9.1	猪名川上流		2	銀橋 2	B	ハ	2.3	2.2	2.0	2.3	1.6	1.5	1.0	1.5	1.5	1.3	1.2	1.0	1.1	Aを9年間達成
第17号	H13.3.30	猪名川下流(1)	オ 淀川水系の猪名川	1	中園橋	B	ロ	4.8	6.1	4.2	4.4	3.0	3.4	2.7	3.3	4.4	2.5	1.7	1.4	2.2	
第17号	H13.3.30	猪名川下流(2)		1	利倉橋	D	イ	12.0	9.3	12.0	12.0	7.0	8.5	8.6	10.0	10.0	7.1	7.0	10.0		
第98号	S47.11.6	木津川(1)	ク 淀川水系の木津川	1	大野木橋	A	イ	2.0	1.6	2.3	2.0	1.3	1.5	1.8	2.1	1.4	1.6	1.6	1.2	1.7	
第98号	S47.11.6	木津川(2)		3	岩倉橋 3	A	ロ	2.6	3.5	2.9	2.9	2.2	1.9	2.8	2.4	2.8	2.2	1.9	1.9	2.5	
第98号	S47.11.6	木津川(3)		3	恭仁大橋 3	A	イ	1.6	1.8	2.8	2.2	1.5	1.8	1.8	1.6	2.4	3.5	1.6	1.4	2.7	
閣議決定	S45.9.1	大和川上流	ヲ 大和川水系の大和川	1	初瀬取入口	A	イ	1.9	2.0	1.8	2.8	2.0	1.8	1.5	2.1	2.2	2.2	1.5	1.9	2.3	
閣議決定	S45.9.1	大和川中流		3	藤井 3	C	ハ	14.0	19.0	21.0	15.0	13.0	13.0	12.0	8.6	7.9	7.7	6.1	5.2	8.4	
閣議決定	S45.9.1	大和川下流		1	遠里小野橋	D	ハ	10.0	26.0	17.0	11.0	10.0	4.6	5.1	6.0	7.2	7.7	7.0	4.4	5.9	
第98号	S47.11.6	紀の川(1)	ケ 紀の川水系の紀ノ川	1	櫛井不動橋	A A	イ	1.2	0.8	1.0	0.8	0.9	0.6	0.6	0.8	0.6	0.7	0.9	0.9	1.0	
第98号	S47.11.6	紀の川(2)		4	大川橋 4	A	イ	2.3	3.4	2.5	2.5	2.1	2.1	2.2	2.1	1.7	1.8	2.2	1.6	1.3	
第21号	S48.3.31	江の川	コ 江の川水系の江の川	5	壬生 5	A	イ	2.2	2.9	1.8	1.4	1.1	1.2	1.2	1.1	1.2	0.9	0.7	0.7	1.0	
第21号	S48.3.31	小瀬川(1)		1	小川津	A A	イ	1.3	1.3	0.9	1.1	1.4	1.7	1.3	1.5	1.5	1.4	1.4	0.7	0.7	
第21号	S48.3.31	小瀬川(2)	ク 小瀬川水系の小瀬川	1	両国橋	A	イ	1.2	1.2	1.1	2.0	1.7	2.0	2.4	2.3	1.8	1.8	2.1	1.3	1.4	
第21号	S48.3.31	小瀬川(3)		1	大和橋	B	イ	2.2	5.1	3.7	3.2	3.4	3.0	2.9	2.2	2.5	2.7	3.2	1.4	2.2	
閣議決定	S46.5.25	吉野川上流	エ 吉野川水系の吉野川	1	大川橋	A A	イ	0.8	<0.5	0.8	0.9	<0.5	0.8	0.7	0.8	1.0	0.7	0.5	1.0	0.7	
閣議決定	S46.5.25	吉野川下流		1	高瀬橋	A	イ	1.4	1.6	1.0	1.1	1.0	0.8	0.7	0.9	1.0	0.7	1.0	0.8	1.1	
第21号	S48.3.31	山国川(1)	テ 山国川水系の山国川	1	鈎の木橋	A A	イ	0.6	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5	0.7	0.6	0.5	1.0	0.5	<0.5	
第21号	S48.3.31	山国川(2)		1	下唐原	A	イ	0.8	1.1	1.2	1.0	0.8	1.2	0.9	0.8	0.9	0.8	1.1	0.9	1.2	
第21号	S48.3.31	筑後川(1)		1	杖立	A A	イ	0.9	1.0	0.8	1.1	0.7	0.8	0.8	0.9	0.7	0.6	0.8	0.7	0.6	
第21号	S48.3.31	筑後川(2)	ヲ 筑後川水系の筑後川	2	三隅大橋 2	A	イ	1.1	3.5	1.5	1.8	1.2	1.2	1.4	1.6	1.9	1.6	1.6	1.3	1.6	
第21号	S48.3.31	筑後川(3)		1	六五郎橋	B	ロ	1.5	3.0	2.0	2.4	1.8	1.5	1.9	1.9	2.0	2.0	1.5	1.7	2.2	Aを8年間達成 H17未達成
第21号	S48.3.31	宝満川(1)	サ 筑後川水系の宝満川	1	岩本橋	A	イ	1.2	1.6	1.1	2.0	0.9	0.8	1.1	1.1	0.9	0.8	1.7	1.1	0.8	
第21号	S48.3.31	宝満川(2)		1	酒井東橋	B	ロ	3.7	3.7	3.5	3.0	2.2	2.3	2.4	2.7	3.3	3.5	2.3	2.1	2.8	

環境基準地点が複数である場合は最も高い濃度を採用

- 白抜き：上位類型の環境基準を満足
- 太字：環境基準を達成
- 細字：環境基準未達成
- 黄色：今回見直し検討水

国指定河川水域内人工湖沼(1000万m³以上)一覧

No	告示	湖沼名	水域類型		暫定目標年度	水質(COD75%)												窒素 平均												機 平均											
			河川類型	湖沼類型		基準	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	基準	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	基準	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
1	H10.6.1	小河内ダム(奥多摩湖)	A	A		1.0				1.5	1.4	1.5	1.3	1.4	1.7	1.4	1.6	-			0.51	0.47	0.63	0.75	0.52	0.58	0.47		0.005				0.007	0.007	0.009	0.013	0.007	0.008	0.006	0.007	
2	H13.3.30	深山(三沢)ダム貯水池	A	A	H18	1.0						0.8	1.1	0.9	1.0	1.0	-						0.31	0.33	0.25	0.36		0.005						0.010	0.021	0.007	0.003	0.005			
3	H13.3.30	川治ダム貯水池	A	A	H18	1.0						2.4	2.2	2.0	1.8	2.2	0.2						0.47	0.37	0.41	0.42	0.40	0.010						0.022	0.009	0.008	0.007	0.006			
4	H13.3.30	土師(卯)ダム貯水池	A	A	H18	3.0						2.5	2.6	2.4	2.5	2.6	0.2						0.50	0.59	0.53	0.66	0.61	0.010						0.017	0.019	0.020	0.023	0.020			
5	H13.3.30	弥栄(卯)ダム貯水池	A	A	H18	1.0						1.6	1.6	2.1	1.9	2.2	0.2						0.44	0.42	0.41	0.41	0.40	0.010						0.008	0.008	0.009	0.010	0.006			
6	H15.3.27	四十四田ダム貯水池	A	A		3.0	1.7	1.9	1.8	1.5	1.5	1.8			2.0	2.0	2.2	-	1.14	1.06						1.10	1.10	0.030	0.017	0.021						0.021	0.032	0.020			
7	H15.3.27	矢木沢ダム(奥利根湖)	A	A		3.0	1.5	2.0	1.9	2.7	1.6				1.3	2.1	1.8	-	0.22	0.25	0.23	0.23	0.22			0.18	0.19	0.010	0.008	0.010	0.006	0.005	0.005			0.005	0.006	0.007			
8	H15.3.27	奈良保ダム(ならまた湖)	A	A		3.0	1.9	2.2	2.4	2.9	2.4				1.9	2.4	2.3	-								0.19	0.25	0.005								0.004	0.005	0.004			
9	H15.3.27	藤原ダム(藤原湖)	A	A		3.0	2.2	2.2	2.0	2.5	1.9	2.3			2.0	2.0	1.6	-	0.30	0.37	0.32	0.28	0.28	0.33		0.36	0.35	0.010	0.005	0.008	0.008	0.010	0.007	0.008			0.008	0.006	0.010		
10	H15.3.27	川保ダム貯水池	A	A		3.0	2.3	2.2	2.5	2.0					1.7	1.7	2.2	-	0.21	0.31	0.26	0.20				0.23	0.28	0.40	0.010	0.006	0.008	0.006	0.007					0.005	0.004	0.006	
11	H15.3.27	草木ダム(草木湖)	A	A		3.0	1.1	1.3	1.3	1.2	1.3				1.2	2.3	1.2	-	0.73	0.85	0.76	0.74	0.69			0.76	0.74	0.030	0.014	0.018	0.012	0.020	0.018					0.021	0.024	0.010	
12	H15.3.27	下久保ダム(神流湖)	A	A		3.0	1.6	1.8	1.5	1.8	2.1				1.7	1.7	2.1	-	1.31	1.43	1.41	1.35	1.28			1.2	1.3	0.030	0.011	0.016	0.011	0.014	0.017					0.013	0.023	0.011	
13	H15.3.27	二瀬ダム(秩父湖)	A	A		3.0	1.5	1.7	1.5	1.8	1.5				1.9	1.8	2.3	-	0.52	0.58	0.46	0.45	0.47			0.54	0.54	0.030	0.009	0.013	0.013	0.019	0.022	0.018			0.014	0.013	0.013		
14	H15.3.27	大川ダム(若郷湖)	A	A		3.0	1.9	2.2	2.4	2.1	2.0				2.1	1.8	1.9	-	0.48	0.44	0.49	0.49	0.54			0.50	0.50	0.030	0.013	0.013	0.014	0.015	0.012					0.011	0.011	0.010	
15	H15.3.27	佐久間ダム貯水池	A	A		3.0	3.3	3.2	2.6	2.4	2.7	3.0	2.0		2.4	3.9	-			1.23	1.07	1.12	0.93	0.90		0.83	0.050			0.045	0.037	0.027	0.038	0.037				0.035	0.031		
16	H15.3.27	横山ダム貯水池	A	A		3.0	1.8	1.5	2.1	1.4	1.8				1.9	1.6		-	0.36	0.37	0.43	0.36	0.48			0.45	0.46	0.030	0.017	0.013	0.020	0.018	0.023				0.014	0.015			
17	H15.3.27	大迫ダム貯水池	A	A		3.0			1.7	1.7	1.7	1.4	1.5			1.4	0.9	0.4			0.35	0.25	0.33	0.33	0.31		0.24	0.030			0.023	0.018	0.019	0.021	0.020				0.011		
18	H13.3.30	小瀬川ダム貯水池	A	A		1.0						3.0	2.9	2.8	2.5	2.8	-							0.52	0.49	0.52	0.47	0.010						0.013	0.013	0.013	0.009	0.011			
19	H15.3.27	早明浦(卯)ダム貯水池	A	A		3.0	1.5	1.6	1.6	1.6	1.2				1.7	1.5	-	0.20	0.27	0.24	0.23	0.19				0.20	0.010	0.007	0.005	0.006	0.007	0.007					0.014	0.014			
20	H15.3.27	松原ダム貯水池	A	A	H20	3.0		2.0	2.0	1.7	1.6	2.2			2.0	1.3	0.4		0.48	0.47	0.46	0.44	0.45			0.47	0.29	0.030	0.038	0.019	0.031	0.031	0.027					0.025	0.016		
21		相模ダム(相模湖)	A				2.4	2.4	2.1	2.1	2.0								1.53	1.59	1.58	1.58	1.55						0.127	0.141	0.123	0.107	0.104								
22		城山ダム(津久井湖)	A				2.5	2.6	2.3	2.0	2.3								1.48	1.54	1.53	1.49	1.51					0.089	0.079	0.085	0.078	0.081									
23		長沢ダム貯水池	A	A			1.9	2.1	2.0	1.9	1.3	1.4	1.7	2.2	1.7	2.1			0.19	0.21	0.15	0.11	0.11	0.24	0.18	0.13	0.14	0.16	0.004	0.005	0.007	0.007	0.006	0.006	0.009	0.007	0.006	0.007			
24		大橋ダム貯水池	A	A			1.9	1.8	2.2	1.8	1.3	1.3	1.6	2.1	2.0	2.2			0.19	0.18	0.15	0.13	0.15	0.19	0.14	0.14	0.13	0.14	0.005	0.005	0.005	0.007	0.007	0.009	0.010	0.007	0.006	0.008			
25		味噌川ダム	A	A					1.4	1.2	1.3	1.0	1.0	0.7	1.3	1.3				0.24	0.23	0.22	0.17	0.20	0.19	0.25	0.25		0.005	0.005	0.009	0.004	0.003	0.004	0.008	0.018					
26		須田貝ダム	A	A			2.5	2.1	1.9	2.3	2.3	1.9	2.0	2.3	2.1	2.6			0.31	0.33	0.27	0.31	0.35	0.26	0.24	0.24		0.022	0.027	0.016	0.014	0.017	0.065	0.029	0.01						
27		渡良瀬遊水池	B				10.5	8.6	8.3										1.53	1.96									0.120	0.130											

告示済み
今回検討水域

四国電力提供データ
東京電力提供データ
味噌川ダムについては、出典:ダム諸量データベース